

◆◆◆ 運転経歴証明書の申請等手続きについて ◆◆◆

運 転 経 歴 証 明 書 と は

運転経歴証明書は

- 運転免許を自主返納（申請による取消し）した日前5年間の自動車等の運転に関する経歴を証明する運転免許証と同一サイズのカード型の証明書です。
- 運転経歴証明書で自動車等を運転することはできません。
- 申請取消しされた方で、再度免許取得を希望される場合は、新たに試験を受けていただくこととなります。
- 運転経歴証明書には、有効期間の記載はなく、更新制度はありません。
- 平成24年4月1日以降に交付された運転経歴証明書は、交付後6か月を超えても本人確認書類として用いることができます。

新 制 度 の 改 正 点

- ◎ 平成24年4月1日以降、運転経歴証明書に関する規定が整備されました。
 - 申請期間が延長されました。
申請できる期間が、免許が取消されてから5年以内に延長されました。
 - 記載事項変更の義務
新制度後に交付を受けた方は、氏名または住所に変更が生じたときは、速やかに記載事項変更をする必要があります。（本籍欄はないので、本籍の記載事項変更はありません。）
 - 再交付の申請が可能
新制度後に交付を受けた方は、亡失し、滅失し、汚損し又は破損したときは、再交付申請ができます。（再交付の場合は、再交付手数料が必要となります。）
 - 返納の義務
新制度後に交付を受けた方が、免許を受けたとき又は運転経歴証明書の再交付を受けた後に発見された場合は、運転経歴証明書を返納することが義務づけられました。

申 請 手 続 き

- ◎ 申請の条件
 - ※ 平成19年4月1日以降に全ての免種の申請取消しをしていて、取消しの日から5年以内で、かつ取消し後に免許を取得していない方
 - ※ 平成24年4月1日以降に群馬県以外で申請取消し後、群馬県に転入された方は申請できません。

即日交付を希望するとき	即日交付を希望しないとき
受付場所 ○ 総合交通センター 【即日交付】 ～交付までに約2時間かかります～	受付場所～住所地の交通安全協会等 ○ 前橋東、高崎、伊勢崎、太田、桐生、沼田の交通安全協会 ○ 藤岡、富岡、安中、大泉、館林、渋川、吾妻、長野原の各警察署交通課 ○ 大胡、下仁田、松井田、境、大間々分庁舎
◆ 受付時間 月曜日～金曜日(休日を除く) 【午前】 8:30～11:30 【午後】 1:00～ 4:30	

※ 前橋警察署管内にお住まいの方は、総合交通センターで即日交付です。

◆ 受付時間 月曜日～金曜日(休日を除く)

【午前】 8:30～11:30

【午後】 1:00～ 4:30

◆ 運転経歴証明書の交付は、約10日後となります。

◎ 必要書類等

◆ 申請取消通知書(免許の取消しの申請と同時に交付申請を行う場合は不要)

◆ 本人確認書類(免許の取消しの申請と同時に交付申請を行う場合は不要)

健康保険証、年金手帳、パスポート(旅券)、住民票の写し、マイナンバーカード(個人番号カード)等

(いずれか一つ)

◆ 申請用写真1枚(免許の取消しの申請と同時に交付申請を行う場合は不要)

(縦3cm×横2.4cm、6か月以内に撮影したもの、無帽、正面、上三分身、無背景)

◆ 申請手数料(1,100円)

◆ 代理による申請は不可。申請は本人のみ。

※ **住民票の写しは、発行日から6か月以内のもの(コピー(複写)・複製したものは不可)で、マイナンバー(個人番号)の記載のないもの**

◎ 注意事項

○ 運転経歴証明書の申請が可能なのは、運転免許証を自主返納(申請による取消し)した方であり、運転免許を失効した方は申請ができません。

○ 旧運転経歴証明書をお持ちの方で、新運転経歴証明書を希望される方は、旧運転経歴証明書と引換えに申請することができます。ただし、再交付手数料1,100円と申請用写真1枚が必要となります。

○ 平成19年4月1日以前に運転経歴証明書を取得された方は、判別できる運転経歴証明書をお持ちの方に限り、再交付申請が可能です。

記 載 事 項 変 更 届 出 の 手 続 き

○ 運転経歴証明書の住所、氏名等を変更するとき

※ 氏名または住所等に変更が生じたときは、速やかに記載事項変更の届出を行ってください。

※ 本籍のみの変更は、記載事項変更届出に該当しません。

受付場所

○ 総合交通センター

◆ 受付時間 月曜日～金曜日(休日を除く)

【午前】 8:30～11:30

【午後】 1:00～ 4:30

受付場所

○ 前橋東、高崎、伊勢崎、太田、桐生、沼田の交通安全協会

○ 藤岡、富岡、安中、大泉、館林、渋川、吾妻、長野原の各警察署交通課

○ 大胡、下仁田、松井田、境、大間々分庁舎

◆ 受付時間 月曜日～金曜日(休日を除く)

【午前】 8:30～11:30

【午後】 1:00～ 4:30

◎ 必要書類等

○ 運転経歴証明書

◆ 住所を変更するとき

住民票の写し、又は新住所が記載された国民健康保険証、マイナンバーカード（個人番号カード）、身体障害者手帳、その他官公庁が発行した郵便物（発行日から6か月以内のもの）など。（提示）

◆ 氏名を変更するとき

住民票の写し（提出）

※ **住民票の写しは、発行日から6ヶ月以内のもの（コピー（複写）・複製したものは不可）で、マイナンバー（個人番号）の記載のないもの。**

◆ 代理申請可。ただし、委任状と代理人の身分証明書が必要。

再 交 付 手 続 き

○ 運転経歴証明書を亡失し、滅失し、汚損し又は破損したときは、再交付申請ができます。

※ 運転経歴証明書を紛失（盗難）された方は、最寄りの警察署、交番、駐在所に遺失届（盗難届）を行ってください。

即日交付を希望するとき	即日交付を希望しないとき
<p>受付場所</p> <p>○ 総合交通センター 【即日交付】 ～交付までに約2時間かかります～</p> <p>◆ 受付時間 月曜日～金曜日（休日を除く） 【午前】 8：30～11：30 【午後】 1：00～ 4：30</p>	<p>受付場所～住所地の交通安全協会等</p> <p>○ 前橋東、高崎、伊勢崎、太田、桐生、沼田の交通安全協会</p> <p>○ 藤岡、富岡、安中、大泉、館林、渋川、吾妻、長野原の各警察署交通課</p> <p>○ 大胡、下仁田、松井田、境、大間々分庁舎</p> <p>※ 前橋警察署管内にお住まいの方は、総合交通センターで即日交付です。</p> <p>◆ 受付時間 月曜日～金曜日（休日を除く） 【午前】 8：30～11：30 【午後】 1：00～ 4：30</p> <p>◆ 運転経歴証明書の交付は、約10日後となります。</p>

◎ 必要書類等

◆ 本人確認書類

健康保険証、年金手帳、パスポート（旅券）、住民票の写し、マイナンバーカード（個人番号カード）等（いずれか一つ）

◆ 申請に係る運転経歴証明書（汚破損の場合）

◆ 申請用写真1枚

（縦3cm×横2.4cm、6か月以内に撮影したもの、無帽、正面、上三分身、無背景）

◆ 再交付申請手数料（1,100円）

◆ 代理申請不可。申請は本人のみ。

※ **住民票の写しは、発行日から6か月以内のもの（コピー（複写）・複製をしたものは不可）でマイナンバー（個人番号）の記載のないもの**

以上のほか、手続きの詳細をお知りになりたい方は、下記へお問い合わせください。

- 更新、再交付、記載事項変更届、国外免許関係、申請取消、経歴証明

運転免許課（免許係）

027-253-9300

月曜日～金曜日（休日を除く）

午前8時30分～午後5時15分まで